

勤勉手当の支給月数（市長部局のうち、校園を除く）について

1 再任用職員以外の職員

（原資）0.950月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第 1 区分		1.062	1.116
第 2 区分		1.022	1.058
第 3 区分		0.966	0.975
第 4 区分		0.938	0.938
第 5 区分	A	0.925	0.925
	B	0.888	0.888
	C	0.850	0.850

2 再任用職員

（原資）0.450月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第 1 区分		0.464	0.464
第 2 区分		0.457	0.457
第 3 区分		0.450	0.450
第 4 区分		0.437	0.437
第 5 区分	A	0.431	0.431
	B	0.423	0.423
	C	0.415	0.415

3 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・ 上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。